

## 商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に抗議する会長声明

商品先物取引法第214条第9号は、商品先物取引業者が不招請勧誘（消費者から勧誘の要請がないのに、業者が訪問や電話により、一方的に行う勧誘）を行うことを原則禁止し、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為」について、例外的に不招請勧誘を許容することとしている。

これに対し、2015年1月23日、経済産業省及び農林水産省は、不招請勧誘禁止の例外規定である商品先物取引法施行規則第102条の2を改正する省令（以下「本省令」という。）を公表した。

本省令は、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、65才未満で一定の年収（年800万円以上）若しくは金融資産（2000万円以上）を有する顧客等について、顧客の理解度を確認し、投資上限額を設定するなどの要件を満たした場合に、不招請の訪問や電話勧誘を許容する。

本省令によれば、年齢、資産等顧客の適合性の確認を理由に不招請勧誘が可能となるが、これら適合性の確認は勧誘行為の一環においてなされるものであるから、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを許容し、事実上不招請勧誘を解禁するに等しい。すなわち、本省令は、不招請勧誘を禁止した商品先物取引法214条9号の委任の範囲を超える違法なものと言わざるを得ない。

また、本省令は、顧客の年収や資産の確認の方法として申告書面を差し出させたり、理解度テストを実施することを商品先物取引業者に求めているが、これまでも多くの商品先物取引業者が同様の手法をとっていたにもかかわらず、外務員が顧客を誘導して事実と異なる申告をさせたり、正答を教授するなどの行為が横行し、多くの被害が発生してきたのが実態である。かかる実態からすると、本省令の定めるこれらの方法が委託者保護のために機能するとはおよそ評価できない。

そもそも、商品先物取引法における不招請勧誘禁止規定は、長年、同取引による深刻な被害が発生し、度重なる行為規制強化にもかかわらず被害が絶えなかったため、2009年7月の商品先物取引法改正時に、与野党一致の下で導入されたものである（2011年1月施行）。そして、不招請勧誘の禁止は、商品先物取引による消費者被害の減少に大いに寄与してきた。

一方で、同改正法施行後も、商品先物取引業者は、不招請勧誘が禁止されていない金の現物取引や損失限定取引を個人顧客に勧誘して接点をもつや、すぐさま通常の先物取引を勧め取引に引き込み、多額の損失を与える被害が少なからず発生しているのが現状である。

本省令はかかる立法経緯や被害実態を軽視し、いたずらに商品先物取引の不招請勧誘を解禁するものであり、消費者保護の観点からはもちろんのこと、取引市場の公正さの観点からも認めることはできない。当会は、不招請勧誘禁止の緩和に強く抗議し、本省令をすみやかに改廃することを求める。

2015年4月18日

青森県弁護士会 会長 竹本真紀